8. 月二回休刊ニ依ル公休ヲ與フルコト
9. 日曜夕刊發行停止スルコト
10. 取材用具ヲ全部資本家カ負担スル
11. 封建的中間搾取制度ヲ停止スルコト、
12. 言論出版集会結社ノ自由
13. 十八才以上ノ男女ニ選挙権被選挙権ヲ與フルコト　以上一〇件
14. 帝国主義戦争絶対反対スルコト

(二)、日曜夕刊發行及新年号ノ件　一〇川　某

追放處分トシテノ新年号ニ依リ獲得セル日曜夕刊發行停止ノ再審
本家ノ手ニ依リ發行ノ立テラレアリ日曜ハ更ニ労働者
ノ唯一ノ休養日デアル奴隷的ナル労働條約ハ停止スルヲ
アル故ニ直チニ各民新聞ノ日曜夕刊發行デアル
宣伝方法トシテハ成案事毛[illegible]共他ノ如何シテ[illegible]

ノ以テ宣伝ニ努メ又方法ハ執行委員ニ一任シ度シ
ト從ヒ之ヲ以テ附議ナク承認ス

(三)、月二回休刊ニ依ル休日獲得ニ関シテ　林　某

日曜夕刊發行反対ト同様ノ意味ヲ有ス労働者ニシテ公休
ナキハ不都合ナルヲ以テ月二回休刊ニ依ル公休獲得セネバ
ナラヌ。

宣伝方法　執行委員ニ一任。

以上提案説明ニ從ヒ之ヲ附議ナク一〇決ス。

(四)、闘争資金　林　某

一、二三ノ前某通信社事件デ労働組合ガ成立シタガ其ノ後会社
側デハ組合ナキ者ハヨイトシテ解雇シテアルトハ如何ナルモノカラ
発令早々打壊シノ為ニ労働者ノ内容ハ未ダ中ニテ
実行方法ハ協議ノ上[illegible]

財團法人協調會